

【学籍異動について】

入学すると学籍が付与され、正課や課外活動はすべて本学の学生という身分に基づいて行われます。そして、卒業（修了）と同時にその身分は失われます。なお、入学や卒業（修了）のほかにも、以下のような学籍上の異動があります。

休学

病気・負傷、またはその他やむを得ない事由のため3ヶ月以上修学できない場合は、学則第32条および大学院学則17条に基づき必要書類を添付のうえ、保証人と連署した休学願を提出し、許可を受けなければなりません。休学の許可については後日、追って通知されます。なお、休学期間は許可を受けた年度に限られます。その後も引き続き休学を希望する場合は、改めて休学期間延長願を提出する必要があります（再延長は認められません）。また、休学期間は在学年限には算入されません。

休学および在籍期間の上限

	①修業年限	②在学年限	③休学期間	④在籍期間 (②+③)
学 部 生 (工学・情報・保健・未来)	4 年	8 年	4 年	12 年
学 部 生 (薬学)	6 年	10 年	4 年	14 年
修士課程	2 年	4 年	2 年	6 年
博士課程 (工学・保健)	3 年	6 年	3 年	9 年
博士課程 (薬学)	4 年	8 年	3 年	11 年

【用語の定義】

- ① 修業年限：卒業や修了に必要な標準的な学修期間
- ② 在学年限：講義を受けて通学できる期間（休学期間を含まず、在学可能な最長の期間）
- ③ 休学期間：講義を受けず、学校を休む期間
- ④ 在籍期間：本学に籍を置くことができる期間（休学期間を含めた、在籍可能な最長の期間）

手続期間

1. 工学部・情報科学部・保健医療学部・未来デザイン学部・大学院
【前期からの場合】前年度の2月1日から3月20日頃
【後期からの場合】後期ガイダンス日の1ヶ月前からガイダンス日前日
【学期途中の場合】12月まで
2. 薬学部
【前期からの場合】前年度の2月1日から3月20日頃
【後期からの場合】後期ガイダンス日の1ヶ月前からガイダンス日前日
ただし、前期終講時点で留年が確定した学生が休学を希望する場合、10月上旬までに手続きが必要です。
【学期途中の場合】12月まで

休学期間

- 【前期からの場合】4月1日から年度末（3月31日）
- 【後期からの場合】後期ガイダンス日から年度末（3月31日）
※大学院は始講日から年度末（3月31日）
- 【学期途中の場合】願出提出日から年度末（3月31日）

学費の取り扱い

願出の提出時期により、学費の取り扱いが異なりますので、注意してください。

1. ガイダンス日前までに願出を提出した場合
・当該学期の学費納入は不要です。
2. 学期のガイダンス終了後に願出を提出した場合
・当該学期の学費は納入が必要です。

休学手続き

やむを得ない事由により休学を希望される場合は、以下の手順に従って手続きを行ってください。

ただし、学期の途中から休学する場合は、その年度または学期の学費を納付している必要があります。

1. 学部生はクラス担任またはゼミ担任に、大学院生は研究室担任に休学の手続きを希望する旨を相談してください。
2. 教務課の窓口へお越しいただき、職員による説明の後に書類をお渡しします。
※過去に受け取られた様式等を再利用することはできません。
3. 奨学金を受給されている場合は、学生課にて休止などの手続きを行ってください。
4. **病気・入院により休学を願出する場合は、診断書を添付してください。**

復学

休学期間中に休学の事由が消滅した場合は、学則第33条および大学院学則第18条に基づき、復学願を提出し許可を受ける必要があります。なお、復学の意思確認（復学照会）は7月上旬頃および2月上旬頃に行います。復学の手続きを必ず行ってください。復学の時期は、原則として学期の始めとします。

手続期間

- 【前期からの場合】前年度の2月1日から2月20日
- 【後期からの場合】7月1日から7月31日

復学日

1. 学部生
【前期からの場合】4月1日から
【後期からの場合】後期ガイダンス日から

2. 大学院生 始講日から

学費の取り扱い

該当する年度や学期の学費を納入いただきます。

復学手続き

1. 休学者には、復学照会についての案内を保証人宛に郵送します。
2. 同封の書類をご確認のうえ、指定する期日までに返送してください。
※過去に受け取られた様式等を再利用することはできません。
3. **病気により休学し、診断書を提出している場合は、回復を証明する診断書が必要です。**

退学

病気、その他の事由により退学しようとするときには、学則第 31 条および大学院学則第 19 条に基づき保証人連署のうえ、退学願を提出し、許可を受ける必要があります。

手続期間

随時手続き可能

退学許可日

退学願の願出日

退学手続きについて

やむを得ない事由により退学を希望される場合は、以下の手順に従って手続きを行ってください。

ただし、退学する場合は、その年度または学期の学費を納付している必要があります。

1. 学部生はクラス担任またはゼミ担任に、大学院生は研究室担任に休学の手続きを希望する旨を相談してください。
2. 教務課の窓口へお越しいただき、職員による説明の後に書類をお渡しします。
※過去に受け取られた様式等を再利用することはできません。
3. 奨学金を受給されている場合は、学生課にて停止などの手続きを行ってください。

除籍

次のいずれかに該当する場合は、学則第 35 条および大学院学則第 19 条に基づき除籍となります。

1. 学部生
 - (1) 在学年限を超えてもなお所定の課程を卒えないとき
 - (2) 休学の期間が通算して 4 年を超えたとき
 - (3) 授業料を納めず、督促してもなお納めないとき
 - (4) 死亡または長期間にわたり行方不明のとき
2. 大学院生
 - (1) 在学年限を超えたとき
 - (2) 休学期間を超えたとき
 - (3) 授業料を納めず、督促してもなお納めないとき
 - (4) 死亡または長期間にわたり行方不明のとき

再入学

退学または除籍となった方でも、再入学を希望する場合は出願が可能です。

ただし、再入学には条件がありますので、詳細については「再入学規程」を確認してください。

お問い合わせ窓口

《本学休業日を除く、平日（月～金）9：00～17：00》

【学籍異動に関すること】

北海道科学大学 教務課 kyomu@hus.ac.jp

【奨学金に関すること】

北海道科学大学 学生課 gakusei-s@hus.ac.jp